

平成30年10月26日

神奈川県県土整備局長

鈴木 祥一 様

神奈川県県土整備局公共事業評価委員会

委員長 矢島 隆

平成30年度神奈川県県土整備局公共事業評価に係る意見について

1 委員会の審議経過

神奈川県県土整備局公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)は、平成30年度評価対象事業の再評価18事業及び事後評価6事業について、次のとおり審議を行った。また、河川委員会審議による再評価1事業の報告を受けた。

- | | | |
|----------|--------|-------------------------------|
| 第1回委員会開催 | 7月18日 | 平成30年度評価対象事業の現地調査 等 |
| 第2回委員会開催 | 8月10日 | 再評価事業の審議、報告(河川分野 計7事業) |
| 第3回委員会開催 | 8月23日 | 再評価事業の審議(公園、道路、海岸、下水道分野 計6事業) |
| 第4回委員会開催 | 10月9日 | 再評価・事後評価事業の審議(河川分野 計7事業) |
| 第5回委員会開催 | 10月19日 | 事後評価事業の審議(道路分野 計5事業)、総括審議 |

2 委員会の審議結果

(1) 再評価事業の審議結果

再評価18事業について、県の対応方針案のとおり、いずれも「継続」と判断する。(別表1)

(2) 事後評価事業の審議結果

事後評価6事業について、県の対応方針案のとおり、いずれも想定した事業効果が発現しているものと考えられ、現時点では、特段の改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要はないものと判断する。(別表2)

3 委員会の意見

(1) 豪雨や台風などの自然災害に対する減災対策の強化について

- ・ 近年の豪雨や台風などにより全国各地で自然災害が発生しており、河川改修や遊水地の整備などハード対策は重要であり、強力に推進していくべきである。
- ・ しかしながら、その整備には多くの費用と期間がかかるため、被害想定区域を分かりやすく示し、災害リスクを広く周知するなどのソフト対策も必要である。
- ・ 今後も、様々な自然災害に備え、ハード・ソフト両面で減災対策の強化に取り組んで欲しい。

(2) 遊水地整備により治水効果を上げる取組みの強化について

- ・ 都市部の河川では、市街化の進行に伴い河川付近まで建物が立地する等の影響で、護岸の整備等に時間を要するため、まとまった用地が確保できる場合には、遊水地の整備が、大変有効

である。

- ・ また、整備後、遊水地は平常時に多目的な利用が可能となり、地元住民にとって便益も大きいことから、市や地元住民の意向を聞きながら、地域の憩いの場となるような土地利用に期待したい。
- ・ さらに、遊水地を整備できない状況にあっても、沿川に農地等のまとまった土地があり、協定等により関係者の理解が得られる場合には、農地の遊水機能を活用する手法も有効と考えられるので、積極的に調査研究を進めて欲しい。

(3) 自然環境に配慮した河川整備の取組みについて

- ・ 河川は、治水機能を有するだけでなく、多様な自然環境を持つことも重要であるので、河川整備にあたっては、できるだけ川の蛇行や溜まりを残す計画や、水際まで植物が生える整備等、様々な生物の生息環境を作り出す工夫に努めて欲しい。
- ・ また、河川に構造物を造ることにより、生態系のバランスが崩れないか適切にモニタリングしながら、自然の回復を意識して事業を進めて欲しい。

(4) 海岸高潮対策事業の取組みについて

- ・ 葉山海岸（一色下山口地区）海岸高潮対策事業は、越波から背後地の住民の生命、財産を守るための取組みであるが、越波被害に対する便益を受ける住民が限られている。今後は、沿岸部の災害リスクが高い区域において、住民の方々の安全を確保するため、一定の開発行為や建築を制限することや、既に居住している方々などに対し、元々災害リスクの高い区域であることを事前に周知する取組みも進めて欲しい。

(5) 地域の特色を生かした公園整備事業のあり方について

- ・ 津久井湖城山公園都市公園整備事業において行った、山城としての遺構を残すための新技術を採用するなどの取組みは、歴史的価値を残しつつ県民に憩いの場を提供していることから、高く評価できる。
- ・ 茅ヶ崎里山公園都市公園整備事業で、元々の地形や植生を残しながら里山の景観を保全する取組みは評価できる。里山文化に対する理解をより深めるため、里山体験を拡充する等、子ども達にとってより良い教育施設となるよう、さらに取組みを発展させて欲しい。

(6) 道路事業の事後評価について

- ・ 道路事業において、事業の進捗状況を踏まえた暫定供用による事業効果の早期発現や、現地に即した計画となるよう地域住民が参加する協議会等で議論した取組みは高く評価できる。
- ・ また、国道1号（湯本拡幅）道路改良事業は、当初の事業内容になかった車両の転回場所を整備したことにより、異常気象時の通行規制区間が短縮され、地元住民の生活利便性が向上するとともに、観光振興にも大きく寄与している。このように、事業の途中であっても常に工夫・改善に取り組むことは大変重要であり、今後もこうした取組みが進められることに期待したい。

別表 1 平成30年度再評価事業審議結果一覧表

[県事業]

分野	番号	事業名 [事業箇所]	再評価の 要件(注)	県の対応 方針案	審議 結果
道路	1	都市計画道路横浜藤沢線 街路整備事業 [鎌倉市関谷～城廻]	②	継続	継続
〃	2	県道709号(中井羽根尾) [羽根尾バイパス] 道路改良 事業 [小田原市羽根尾～前川]	①	継続	継続
河川	4	二級河川引地川 河川改修事業 [大和市福田地先 他]	②	継続	継続
〃	5	一級河川小出川 河川改修事業 [茅ヶ崎市下寺尾、寒川町大曲二丁目地先 他]	②	継続	継続
〃	6	二級河川不動川 河川改修事業 [大磯町月京地先 他]	②	継続	継続
〃	7	二級河川金目川(鈴川) 河川改修事業 [平塚市虹ヶ浜、大磯町高麗地先 他]	②	継続	継続
〃	8	二級河川帷子川(地震高潮) 河川改修事業 [横浜市西区みなとみらい六丁目地先 他]	②	継続	継続
〃	9	二級河川帷子川(広域河川) 河川改修事業 [横浜市保土ヶ谷区川辺町地先 他]	②	継続	継続
〃	10	二級河川早川 河川改修事業 [箱根町湯本前田地先 他]	②	継続	継続
〃	11	二級河川山王川 河川改修事業 [小田原市扇町一丁目地先 他]	②	継続	継続
〃	12	二級河川境川(津久井) 河川改修事業 [相模原市緑区川尻地先 他]	②	継続	継続
〃	13	一級河川目久尻川 河川改修事業 [綾瀬市吉岡地先、藤沢市用田地先 他]	②	継続	継続
〃	14	一級河川相模川 河川改修事業 [海老名市河原口地先 他]	②	継続	継続
〃	15	一級河川矢上川 河川改修事業 [川崎市高津区子母口地先 他]	②	継続	継続
公園	16	津久井湖城山公園 都市公園整備事業 [相模原市緑区根小屋地内]	②	継続	継続
〃	17	茅ヶ崎里山公園 都市公園整備事業 [茅ヶ崎市芹沢地内]	②	継続	継続
海岸	18	葉山海岸(一色下山口地区) 海岸高潮対策事業 [葉山町一色地区真名瀬 他]	①	継続	継続
下水道	19	相模川 流域下水道事業 [平塚市四之宮 他]	②	継続	継続

(注) ①は、事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業

②は、再評価実施後5年が経過した時点で継続中の事業

※番号3「二級河川田越川 河川改修事業」は、報告案件であるため上記に記載していない。

別表2 平成30年度事後評価事業審議結果一覧表
〔県事業〕

分野	番号	事業名 〔事業箇所〕	事後評価 の要件(注)	県の対応方針案	審議結果
道路	20	県道705号（堀山下秦野停車場） 道路改良事業 〔秦野市曾屋～曾屋一丁目〕	①、②	事業効果は十分に発現していると考えられ、現時点では、特に改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要性は認められない。	県の対応方針案のとおりとする。 今後、交通流動に変化が生じた場合は、必要な対策を講じられたい。
〃	21	国道1号 道路改良事業 〔箱根町湯本地内〕	①、②	事業効果は十分に発現していると考えられ、現時点では、特に改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要性は認められない。	県の対応方針案のとおりとする。 今後、交通流動に変化が生じた場合は、必要な対策を講じられたい。
〃	22	都市計画道路藤沢大磯線 街路整備事業 〔茅ヶ崎市西久保～寒川町田端〕	①、②	事業効果は十分に発現していると考えられ、現時点では、特に改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要性は認められない。	県の対応方針案のとおりとする。 今後、交通流動に変化が生じた場合は、必要な対策を講じられたい。
〃	23	県道711号（小田原松田）〔足柄 紫水大橋〕 橋りょう整備事業 〔大井町金手～開成町古田島〕	①、②	事業効果は十分に発現していると考えられ、現時点では、特に改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要性は認められない。	県の対応方針案のとおりとする。 今後、交通流動に変化が生じた場合は、必要な対策を講じられたい。
〃	24	県道711号（小田原松田）〔酒匂 縦貫道路〕 道路改良事業 〔小田原市桑原～鬼柳〕	①、②	事業効果は十分に発現していると考えられ、現時点では、特に改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要性は認められない。	県の対応方針案のとおりとする。 今後、交通流動に変化が生じた場合は、必要な対策を講じられたい。
河川	25	一級河川串川 河川改修事業 〔相模原市長竹地先 他〕	①、②	想定した降雨に対しては、今後の事業効果の発現が期待でき、現時点では、特に改善措置の必要はない。従って、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。	県の対応方針案のとおりとする。 今後は、引き続きソフト対策に取り組むとともに、流域の状況変化を見守りながら、必要な対策を講じられたい。

(注) ①は、全体事業費が10億円以上の事業
②は、過去に再評価を実施した事業